

令和2年度

住民税の申告はお早めに!!



住民税（市・県民税）は、市民の皆様を提供する各種サービスに必要な財源であり、その共通の経費を各人で負担し合う性格の税金です。

確定申告をする必要がない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合がありますので、次の注意事項をご覧のうえ期間内に申告をお願いします。

【申告会場】市役所4階 大会議室

**【申告期間】2月17日(月)から3月16日(月)まで
(土・日・祝日を除く)**

【受付時間】午前8時30分から午後5時まで

申告書の提出を要する人とは

- ①令和2年1月1日現在、小松島市に住所を有する人
- ②給与所得者で次に該当する人
 - ▼一定のところに勤務していない人、または勤務先から給与支払報告書の提出がない人
 - ▼給与所得以外に営業、農業、不動産、利子配当などの所得がある人
 - ▼2ヵ所以上の事業所から給与の支払いを受けている人
 - ▼令和元年中に会社等を退職した人
 - ▼雑損、医療費、保険料、寄附金などの控除を受ける人

申告書の提出を要しない人とは

- ①令和2年1月1日現在、給与または公的年金等の支払いを受けている人で、令和元年中にそれ以外の所得がなかった人
[ただし、給与または年金の支払先から支払報告書の提出がない場合は申告が必要です。]
- ②税務署に確定申告（令和元年年分）を提出した人や提出する人

★★申告の際に必要なもの★★

- ◎本人確認書類
 - ・マイナンバーカード（写しをお持ちいただく場合は表面と裏面の写しが必要となります。）
 - ・マイナンバーカードをお持ちでない場合は、番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど）と身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）のふたつが必要となります。
 - ◎税務署からの「確定申告のお知らせはがき」または「お知らせ通知書」(利用者識別番号を取得している人のみ)
 - ◎はんこ（スタンプ式でないもの）
 - ◎事業所得等がある人は、収支内訳書、帳簿類
 - ◎給与所得・公的年金等の所得がある人は、令和元年年分の源泉徴収票
 - ◎令和元年中に支払った社会保険料（健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など）の証明書または領収書
なお、小松島市に納付の社会保険料については、1月中にお送りした納付済額確認書をご利用ください。
 - ◎令和元年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
 - ◎医療費控除を受けられる人は、令和元年中に支払った医療費の明細書、保険等で補てんされる金額のわかる書類など（医療費は事前に集計しておいてください。）
 - ◎セルフメディケーション税制の控除を受けられる人は明細書と一定の取組を行ったことがわかる書類
 - ◎寄附金控除を受けられる人は、住所地の共同募金会、日本赤十字社、都道府県または市町村、都道府県または市町村が条例で指定する団体に対して行った寄附金の領収書または被災地義援金などの領収書
- ※ふるさと納税をされた方はふるさと納税の領収書をご持参ください。ワンストップ特例制度申請者の方も確定申告の際、同様に必要となります。
- ◎確定申告により所得税の還付を受けられる人は、申告者本人の預貯金等の口座番号が分かるもの

公的年金の支払いのみを受けている人へ

- ①昭和30年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）で、年金収入が148万円より多い人、または昭和30年1月2日以降に生まれた人（65歳未満）で、年金収入が98万円より多い人のうち、住民税が課税されている人については、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、社会保険料控除、医療費控除などの申告をすることにより、住民税が減少する場合があります。
※均等割のみの課税の人は減少しない場合があります。
- ②税制改正に伴い、公的年金等の収入額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る所得以外の所得金額が20万円以下の場合には所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受ける人はこの制度は適用できません。
なお、確定申告をする必要がない場合であっても、住民税については、控除等の申告が必要となる場合があります。

**【お問い合わせ先】市税務課市民税担当 ☎32・3821 / FAX 33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp**